（３）第３種事業に関する調

（単位：人，千円）

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
医業	212	−	212	2,232,166	−	2,232,166	610,209	1,621,957
歯科医業	102	−	102	630,638	−	630,638	295,075	335,563
薬剤師業	3	−	3	15,120	−	15,120	8,700	6,420
あん摩等の事業	62	−	62	310,561	−	310,561	176,901	133,660
獣医業	63	1	64	558,369	3,403	561,772	185,600	376,172
装蹄士業	x	x	x	x	x	x	x	2,004
弁護士業	199	2	201	2,662,041	6,981	2,669,022	582,900	2,086,122
司法書士業	119	1	120	1,200,724	3,420	1,204,144	348,000	856,144
行政書士業	20	1	21	84,924	3,123	88,047	60,900	27,147
公証人業	8	−	8	89,535	−	89,535	23,200	66,335
弁理士業	x	x	x	x	x	x	x	19,413
税理士業	288	1	289	2,106,630	3,666	2,110,296	833,509	1,276,787
公認会計士業	35	−	35	323,303	−	323,303	101,500	221,803
計理士業	−	−	−	−	−	−	−	−
社会保険労務士業	43	1	44	256,545	4,197	260,742	127,600	133,142
コンサルタント業	113	2	115	580,679	8,134	588,813	329,634	259,179
設計監督者業	191	6	197	906,738	19,895	926,633	565,984	360,649
不動産鑑定業	8	−	8	45,982	−	45,982	23,200	22,782
デザイン業	49	1	50	224,737	2,925	227,662	145,000	82,662
諸芸師匠業	83	6	89	373,170	20,849	394,019	258,100	135,919
理容業	70	7	77	288,853	26,798	315,651	222,817	92,834
美容業	169	12	181	725,092	42,591	767,683	517,652	250,031
クリーニング業	11	2	13	45,236	6,164	51,400	36,250	15,150
公衆浴場業	−	−	−	−	−	−	−	−
歯科衛生士業	69	4	73	279,476	12,085	291,561	211,700	79,861
歯科技工士業	−	−	−	−	−	−	−	−
測量士業	13	−	13	56,006	−	56,006	36,734	19,272
土地家屋調査士業	56	3	59	284,999	10,591	295,590	171,100	124,490
海事代理士業	x	x	x	x	x	x	x	831
印刷製版業	x	x	x	x	x	x	x	1,351
合計	**1,991**	**51**	**2,042**	**14,318,226**	**179,119**	**14,497,345**	**5,889,665**	**8,607,680**

（注）（１）（２）（３）共通
1　この調は，当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成２２年中の所得分について作成した。したがって，事業主控除による失格者については記載されていない。
2　１人で２以上の事業を兼業するものについては，主たる事業欄に記載した。
3　「所得金額」は，社会保険診療等に係る課税除外分を控除した金額を記載した。
4　２以上の都道府県に分割する個人については，主たる事務所等が本県に所在するものを記載し，本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

（４）分割個人の所得金額に関する調

（単位：人，千円）

区分	本県本店分				他県本店分	
	課税人員	課税所得金額			課税人員	分割を受けた課税所得金額
		当該県分	他の県分	計		
第１種事業	−	−	−	−	x	2,662
第２種事業	−	−	−	−	x	12,562
第３種事業	−	−	−	−	x	1,152
計	**−**	**−**	**−**	**−**	**x**	**16,376**

（注）1　この調は，当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成２２年中の所得分について作成した。したがって，事業主控除による失格者については記載されていない。
2　課税所得金額は，事業主控除後の所得金額である。